

名義後援・共催（商工）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市が産業振興に係る各種事業について、後援又は共催名義の使用承認基準及び手続き等について必要な事項を定める。

（申請）

第2条 西宮市の後援又は共催名義の使用承認を受けようとする主催者は、別に定める様式により申請するものとする。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により申請があった場合、当該申請書をもって代えることができる。

（後援・共催基準）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第1号又は第2号に掲げる条件及び第3条から第5号までに掲げる条件を備える場合には後援名義の使用承認をし、第2号から第8号までに掲げる条件を備える場合には、共催名義の使用承認をすることができる。ただし、いずれの場合も、代表者及び役員、並びに業務に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。

- （1） 市内在住者（市内に事務所を置く団体等を含む。）が主催者であること。
- （2） 一般市民または一般事業者を対象とした事業であること。
- （3） 市内産業の振興に寄与するものであること。
- （4） 市の施策にあったもので特に政治・宗教活動に利用させる恐れがないこと。
- （5） 第6条第1項、第2項又は第4項の規定により、承認を取り消されたことがないこと。
- （6） 国、地方公共団体、又は全市的な組織をもつ団体が主催すること。
- （7） 事務又は経費の分担があり、その範囲が明確であること。
- （8） 市の意見が反映されること。

（承認）

第4条 市長は、前条の規定により、後援又は共催名義の使用を決定したときは、その旨を別に定める様式により、文書で通知する

（事業実施報告）

第5条 後援及び共催名義の使用の決定を受けた主催者は、事業終了後すみやかに、別に定める様式により事業実施報告書をしなければならない。ただし、当該様式に定める各項目について記載のある文書により事業実施報告があった場合、当該報告書をもって代えることができる。

（承認の取消し）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) 第4条の規定による承認の後、天災等により市が承認を適切と判断した時から状況が大きく変化している場合
- (4) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。